

4月から新型コロナウイルスワクチン接種が始まります！

国の方針に従い、4月から予定されるワクチン接種の実施に向け、準備をしています。接種券は個別に通知します。お手元に届きましたら、案内をご確認ください。なお、接種の予約は電話とインターネットによる受付となりますが、電話は混雑が予想されるため、可能な方はインターネットやアプリをご利用ください。

詳細は通知をご覧ください。

問合せ 保健センター ☎992-3170・4323

年齢区分	接種券発送	ワクチン接種時期
65歳以上の高齢者	3月中旬頃	4月頃から
それ以外の方	未定	未定

※2月3日時点の予定です。国の指示により、予定が変更になる場合があります。

松伏町国民健康保険又は埼玉県後期高齢者医療保険の被保険者に対する傷病手当金の支給について

問合せ 住民ほけん課 国保年金担当 ☎991-1868 後期高齢者医療担当 ☎991-1884

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、被保険者の方が感染又は感染が疑われる場合に、仕事を休むことを余儀なくされ、給与の全部又は一部の支払いを受けることができなくなった場合に傷病手当金を支給します。

▶支給対象者(次の条件をすべて満たす方)

- (1)松伏町国民健康保険又は埼玉県後期高齢者医療保険の被保険者であること
- (2)勤務先から給与の支払いを受けている被用者であること
- (3)新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため就労できなかった期間があること
- (4)就労できなかった期間において、就労を予定していた日があり、その給与の全額又は一部の支給を受けられなかったこと

▶支給対象期間 就労できなかった期間のうち、始めの3日間連続して仕事を休んだ期間(待機期間)を除いた4日目以降の休みの期間(入院が継続する場合は最長1年6か月)

※4日目の休みが令和2年1月1日から令和3年3月31日までの期間に属することが必要(期間は延長している可能性があります。最新情報は町ホームページをご確認ください。)

▶支給対象日数 就労対象期間において、就労を予定していた日数

※詳細はお問い合わせください

事業所向け

松伏町新型コロナウイルス感染症拡大防止補助金

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

緊急事態宣言発出に伴い、新たに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる事業者の皆さまに補助金を交付します。

【対象者】・町内に事業所を有する法人
・町内に住民登録がある又は事業所を有し、事業収入を確定申告又は町民税申告をしている個人事業主

【補助上限額】20万円(千円単位切り捨て)

※申請は1事業者1回のみ。

【対象経費】令和3年1月8日(金)から4月30日(金)までに支払いが完了又は見込まれる以下の経費

▶消耗品費(マスク、アルコール消毒、テイクアウト用の容器等)▶備品購入費(空気清浄機、検温器等)▶工事請負費(テイクアウト用のカウンター設置、空調設備の整備等)▶使用料及び賃借料(配達用車両リース代、PC等リース代等)▶サービス利用料及び手数料(宅配代行者へ支払う登録料、通販サイト登録料等)

【受付期限】令和3年3月31日(水)まで(予算額に到達次第受付終了)

※申請方法・書類等については町ホームページをご覧ください。

町民・事業所向け

まつぶしみんなで応援クーポン2021 & 参加店募集!!

問合せ 環境経済課 商工担当 ☎991-1854

未だ収束の兆しがみえない新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が低下している店舗等を応援する「まつぶしみんなで応援クーポン2021」3,000円分を配布します。(飲食店専用券500円×2枚、全店共通券500円×4枚)

■クーポン配布時期 新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑みながら、町ホームページ及び広報等にてお知らせします。

■クーポン配布要件 町内全世帯及びひとり親世帯

※それぞれの要件ごとにクーポンを配布します。

参加店募集中!!

■募集期限 4月16日(金)まで(郵送の場合、消印有効)

■申込方法 町ホームページから参加店登録届をダウンロードし、必要事項をご記入の上、環境経済課へ郵送又は持参してください。

※参加店として登録するには、松伏町に店舗を有し、かつ住民登録のある個人事業主又は松伏町に本店を有する法人(飲食店は、町内に店舗を有していれば可)です。そのほか、「まつぶしみんなで応援クーポン2021」実施要領の内容に同意していただく必要があります。

緊急事態宣言発令中は、町内公共施設の使用制限を行い、休館しています

お問い合わせの詳細については、町ホームページ又は各施設へ